

平成31年3月15日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

競艇事業局

競艇管理課、競艇事業課

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年9月13日から平成30年11月16日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

競艇管理課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	収入伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	支出伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。

競艇事業課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	支出伝票について、伝票作成者と押印者が一致していないものがあった。
	措置状況	伝票作成者が押印しました。
イ	指摘事項	支出伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。
ウ	指摘事項	契約書に記載された金額と異なる支出をしているものがあった。
	措置状況	正しい金額で、契約書を交わしました。